

5月29日から農産物に残留する農薬の規制が大きく変わりました (ポジティブリスト制)

従来から使用している、登録のある農薬の使用法に変わりありませんが、農薬の飛散(ドリフト)に関しては、今まで以上に注意し具体的な対策をとる必要があります。次のことを守って農薬の散布を行います。

風向と風速

- ・風が強いときは農薬散布を行わない(目安は3m/秒以下)。
- ・風下に他作物や河川等がある場合は、十分に注意を払う。

- ・日差しが強い時間帯の上昇気流に注意する。

作物との距離

- ・散布位置が作物体から離れすぎないように、散布機械の高さや角度を調節する。

散布圧力と散布ノズル

- ・飛散しやすい微細な噴霧粒子を発生させないためにも散布圧力を上げすぎ

ないようにする。

- ・散布ノズルは、使用目的に合わせた適度な噴霧粒径のノズルを選択し、ドリフトを抑えた「ドリフト低減型ノズル」をできるだけ利用してください。

ほ場端での散布

- ・近隣に他作物や水系がある場合は、ほ場の端での散布に気をつける。

近接作物生産者との連携

- ・調整
 - ・近接作物の収穫時期を考慮して散布を計画する。
 - ・近接作物の生産者と十分に連絡をとる(収穫間際の作物に目印をつけるなどの対策を両者でとる、境界域に緩衝地帯を設ける等)。

- ・果樹の混植や野菜の多品目栽培を行っている場合は、それぞれに登録を有する農薬を選択するとともに、収穫前日数にも注意する。

遮蔽シート・ネット等の設置

- ・境界域に遮蔽物(ビニールやポリのシート、ネット)を設置する(常設、簡易式)。
- ・近接作物をシートで覆う。

散布量・散布回数

- ・散布量を減らす(防除効果に影響しない程度)
- ・「効果の高い農薬を選択する。葉面が濡れたらそれ以上散布しない。作物体以外への散布で薬液をロスしない。」

散布回数を減らす

- ・効果の持続する農薬を選択する。防除適期に薬剤を散布する。

飛散(ドリフト)しにくい農薬を使用

- ・粉剤や液剤をドリフトしにくい剤型(DL粉剤、粒剤、育苗箱施用剤等)に変更する。

残留問題の生じない農薬(性フェエモン剤、生物農薬、天然物由来の農薬等)を選択する。

【連絡先】

中央東農業振興センター農業改良普及課
(☎53・3039)

コイヘルペスウイルス病のまん延防止にご協力を

昨春秋にコイヘルペスウイルス(KHV)病が浦戸湾周辺の河川で発生し、一千尾を超える被害が出ております。今年も、5月中旬頃から既に発病しやすい水温に達しており、浦戸湾周辺の河川や物部川では、コイヘルペスウイルス(KHV)病が発生し、今後大きな被害が出る可能性があります。ウイルスを拡大させないことが最も重要な対策です。県内の川や池のコイは生死にかかわらず移動させないように願います。イベントなどでコイを放流する場合には、ウイルス検査で陰性を確認する必要があります。

また、死んだコイを発見したり、飼育しているコイに異常が見られたときには、県水産振興課までご連絡ください。

コイヘルペスウイルス病とは

- ・コイ(マコイとニシキゴイ)のみに感染する病気で、

原因はコイヘルペスウイルスと呼ばれるウイルスです。

- ・コイヘルペスウイルス病に感染したコイとの水を介した接触により感染します。
- ・水温が18〜25度くらいで最も発病しやすくなります。
- ・感染力や死亡率が高い特徴があります。
- ・人に感染することはないため、仮に感染したコイを食べても人体に影響はありません。

コイの愛好者の皆さまへ

本病の全国の発生状況を見ると、インターネットやカタログ販売等による取引で、コイの愛好者間のコイに感染が広がっている傾向にありますので注意してください。

【問い合わせ先】

県水産振興課(☎088・821・4829)
高知県庁海洋局のホームページ
<http://www.pref.kochi.jp/kaiyou/>